平成25年12月25日条例第95条

高松市文化芸術振興条例

目次

　前文

　第１章　総則（第１条―第８条）

第２章　文化芸術振興計画（第９条）

第３章　文化芸術の振興に関する基本的施策（第１０条―第１９条）

第４章　高松市文化芸術振興審議会（第２０条）

第５章　雑則（第２１条）

附則

文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、私たちを固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきた。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、本市を文化の香り高い都市として発展させてきた。このことは、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する私たちの心の支えとなっている。

私たちは、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであることを確認する。そしてここに、文化芸術の振興に関連する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市の文化芸術の発展と新たな創造に資するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、学校及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　文化芸術　文学、音楽、美術、写真、映像、書道、演劇、舞踊、建築、デザインその他の芸術、茶道及び華道をはじめとする生活文化並びに有形及び無形の文化財、地域固有の伝統工芸及び民俗芸能その他の伝統文化をいう。

　(２)　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業を行い、又は活動する個人をいう。

　(３)　学校　学校教育法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校、同法第１３４条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所その他これに準ずる施設であって、市内に所在するものをいう。

　(４)　団体　市内において事業を行い、又は活動する法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、市民、学校、団体及び市による協働を通じて幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより、文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が、市民の財産として保護され、保存され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られるよう配慮されなければならない。

５　文化芸術の振興に当たっては、市民一人一人の価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、市民、学校及び団体と協働し、並びに関係機関と連携を図るとともに、地域社会における人材、資源、情報等を活用するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、文化芸術活動を担う主体として、基本理念にのっとり、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

２　市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

（学校の役割）

第６条　学校は、次代を担う子どもの豊かな人間性の形成に資する施設として、基本理念にのっとり、子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材を育成する役割を果たすよう努めるものとする。

（団体の役割）

第７条　団体は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、その保有する人材、資源等を有効に活用し、自主的な文化芸術活動の展開及び市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

（財政上の措置）

第８条　市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第２章　文化芸術振興計画

第９条　市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

２　振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　文化芸術の振興に関する基本的な方針

(２)　文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

(３)　前２号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第２０条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第３章　文化芸術の振興に関する基本的施策

（人材の育成）

第１０条　市は、文化芸術に関し創造的な活動又は継承を行う者及び文化芸術活動の企画運営を行う者並びにこれらの者の活動を支援する者の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（次代を担う子どもの育成）

第１１条　市は、次代を担う子どもの豊かな感性と人間性を育むため、地域社会及び学校における文化芸術活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

（環境の整備）

第１２条　市は、市民及び団体による自由な文化芸術活動を促進するため、　活動の場及び機会の拡充その他必要な施策を講ずるものとする。

（協働及び連携）

第１３条　市は、文化芸術活動に多くの主体が参加し、相互に影響を与えることにより新しい文化芸術の創造に資するため、文化芸術活動を通じた協働及び連携の仕組みづくりその他必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集及び発信）

第１４条　市は、市民及び団体による文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する情報を積極的に国内外から収集し、蓄積するとともに、国内外に向けて発信するものとする。

（交流の促進）

第１５条　市は、市民が多様な文化芸術に対する理解と本市の文化芸術に対する認識を深めるため、世代間、地域間及び海外との間における文化芸術活動の交流その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域特有の文化の継承と創造）

第１６条　市は、伝統芸能、文化財、景観等の本市特有の文化を発展的かつ創造的に継承するため、これらの保存及び活用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

（多様な文化芸術等の尊重及び享受）

第１７条　市は、市民が多様な価値観を尊重し、新しく生み出される斬新な文化芸術を享受することができるよう、現代的な文化芸術活動の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術を生かしたまちづくりの推進）

第１８条　市は、文化芸術にあふれた魅力あるまちづくりを推進するため、文化芸術が有する創造性を活用した産業の振興、市民が多様な文化芸術に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰及び奨励）

第１９条　市は、市における文化芸術の振興に優れた功績のある者を顕彰し、及び文化芸術活動を行う将来性の豊かな者の活動を奨励するものとする。

第４章　高松市文化芸術振興審議会

第２０条　文化芸術の振興に関する施策を効率的かつ計画的に推進するため、高松市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議する。

３　審議会は、委員１５人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(１)　学識経験者

(２)　文化芸術活動を行う団体の代表者

(３)　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　雑則

　（委任）

第２１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２０条及び次項の規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。